

住民監査請求に対する監査結果をお知らせします
(政務活動費に関する住民監査請求)

令和4年9月7日付けで提出された住民監査請求について、川崎市監査委員は、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を実施し、その結果として、違法又は不当な支出と認めることはできないものであるため、棄却となりましたので、次のとおり概要をお知らせします。

1 請求人

1 団体

2 請求内容

大島明議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行行使することを川崎市長に対し勧告することを求める。

3 監査対象

議会局

4 経過

請求書受理日 令和4年9月7日(水)

監査結果公表日 令和4年11月4日(金)

5 監査結果

本件支出について違法若しくは不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

※本件住民監査請求の結果については、11月4日(金)から監査事務局のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000122163.html>)に掲載しています。

【問合せ先】

○監査結果について

川崎市監査事務局行政監査課 藤村

電話(044)200-3437

○関係課

川崎市議会局総務部庶務課 榎本

電話(044)200-2482